

2025 年 1 月 31 日

UA ゼンセン瑞祥会・ルボアユニオン

委員長 船川 健吾 殿

社会福祉法人瑞祥会

理事長 樫村恵子

社会福祉法人ルボア

理事長 樫村恵子



下記の内容について回答いたします。

記

I. 2025 年度賃金改定に関する要求

1. 賃上げ額

2025 年度介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策にて支給される補助金については、単年度のみであり、恒久的な財源ではないようである。厚労省は今回の補助金の使途を、生産性向上の取り組みの経費に充てることも認めていくとしている。先行きは不透明であるが、次年度も今年度分を上乗せした同様の取組みがあるものと想定して給与改善を行う。

①所定内賃金の引き上げについて

正規職員

給与規程及び給与表を改定し、1 年を下らない期間を良好な成績で勤務した月給職員の年間収入を引き上げる。

【良好な成績でないもの】※非正規職員も同様の基準

- ・複数回の遅刻や欠勤がある
 - ・頻繁に注意されているにも関わらず決められた仕事をしない
 - ・仲間を責め、仲間の精神状態を著しく不安定にする
 - ・業務中にサボる、いなくなるなどの行為
 - ・上司の指示に従わない、注意忠告に反抗的な態度をとる
 - ・正しい言葉遣いができず度々注意を受ける
 - ・始末書の提出がある
 - ・就業規則違反がある
 - ・通常の業務を行えていない
 - ・1 級職員で介護福祉士国家試験を受験しなかったもの
- ※受験資格を保有していないものを除く
- ・1 級職員で経験年数を満たしているにも関わらず実務者研修を受講しなかったもの

【改定内容】

特別調整手当を廃止し、基本給に組み込み給与を決定する。

【改定における影響】

1) 特別調整手当については、退職を願い出た月から支給を停止できるものであり、過去に組合から支給停止は不適切ではないかと指摘があった事項である。給与規程に定められたもので不適切ではないが、基本給に組み込むことでそういった懸念事項もなくなる。

改定による人件費増額 31,259,377 円

1 級	年平均 66,455 円	月平均 4,922 円
2 級	年平均 100,323 円	月平均 6,919 円
3 級	年平均 100,184 円	月平均 6,909 円
4 級以上	年平均 184,950 円	月平均 12,755 円

2) 退職金積立額が多くなる。

積立している退職金は基本給に乗率をかけたものになっている。基本給の増額は、積立額の増につながる。退職を間近に控えた人にとっては大きなメリットとなり。そうでない人にとっても更なる上積みとなる。長期的に瑞祥会で働いてくれる（た）方にメリットを与えない。

例 1) 年齢 52 歳勤続年数 21 年の職員

改正前 7,100,000 円 改正後 8,200,000 円 増額 1,100,000 円

例 2) 年齢 59 歳勤続年数 29 年の職員

改正前 8,000,000 円 改正後 9,100,000 円 増額 1,100,000 円

改定による積立金増額 51,130,092 円

3) 等級号俸を整理したことで、自身の目指すべきポジションの給与が確認できる。

非正規職員

1 年を下らない期間を良好な成績で勤務した場合において 30 円昇給させる。介護補助、清掃職員は 15 円昇給させる。技能実習生及び特定技能は除く。

改定による人件費増額 18,480,960 円

【その他の給与規程改定】

扶養手当の改定

①配偶者扶養手当廃止

- ・国主導の政策であり、現状に即した対応
- ・共働きが当たり前になってきたこと、晩婚化や未婚化の影響により配偶者を有しないことが一般的になっている。能力ではなく配偶者を有するか否かで給与が変わる仕組み自体が、配偶者を有さない従業員にとって不公平である。子については、就労しお金を稼ぐ能力がないため、継続されるべきであると考えている。

Ⅲ. 労働時間の短縮・改善に関する要求

①年間休日数を 108 日から 111 日とすること。

年間休日数を 108 日から 110 日にする。

約 8,800,000 円の賃上げに相当（1 名あたり月給上乘せ約 1,700 円）

別表 4（別表 1 の①に該当する職員）

1 月	1 7 6 時間	7 月	1 7 6 ⇒ 1 6 8 時間
2 月	1 6 0 時間	8 月	1 7 6 ⇒ 1 6 8 時間
3 月	1 7 6 時間	9 月	1 6 8 時間
4 月	1 6 8 時間	1 0 月	1 6 8 時間
5 月	1 7 6 時間	1 1 月	1 6 8 時間
6 月	1 6 8 時間	1 2 月	1 7 6 時間
年間労働時間数		2 0 5 6 ⇒ 2 0 4 0 時間	

別表 5（別表 1 の②に該当する職員）

1 月	1 0 日	7 月	9 日
2 月	8 日	8 月	9 日
3 月	8 日 ⇒ 9 日	9 月	9 日
4 月	8 日 ⇒ 9 日	1 0 月	1 0 日
5 月	1 0 日	1 1 月	9 日
6 月	8 日	1 2 月	1 0 日
年間休日数	1 1 0 日		

今年度の賃上げ、労働環境整備にかかる経費増見込み

110,330,429 円

②子の扶養手当の支給額変更

対象者	金額
配偶者	8,000 円
子（18 歳未満）	7,000 円



対象者	金額
配偶者	0 円
子（16 歳未満）	8,000 円
子（16 歳～満 22 歳の年度末）	13,000 円

16 歳から 5000 円増額されることで学費や教育費負担の増える時期のサポートができる。

18 歳になった際、扶養手当の支給が停止されていたが、今回の改定により最長満 22 歳の年度末まで受け取ることができるようになる。これにより改定前より最大で 60 ヶ月長く受給できることとなる。金額にして 780,000 円となり、家計支出が最も大きくなる大学等世代の子を持つ職員をサポートすることができる。現在 18 歳の子は 10 名おり、4 月から支給再開することができる。

※18 歳以降は学生であることを条件とする。

※浪人期間も支給するが、支給終了は満 20 歳～満 22 歳の年度末とする。

※大学・短大・高等専門学校・専門学校に入学し、留年により卒業年度がずれた場合であっても支給終了は満 20 歳～満 22 歳の年度末とする。

大学：満 22 歳の年度末

高等専門学校・短大 3 年制：満 21 歳の年度末

専門学校・短大 2 年制：満 20 歳の年度末

扶養手当改正による人件費増額 660,000 円

③通勤手当の改正

（非）正規職員の通勤手当の計算方法を以下のとおり改正する。

（改正前）

通勤手当の額は別表 3 の額に（労働時間／所定労働時間）を乗じた額を支給する。

（改正後）

通勤手当の額は別表 3 の額に（通勤回数×1 回あたり単価）を乗じた額を支給する。